

高額療養費制度の見直しについて

見直しの概要

将来にわたり我が国の医療保険制度を持続可能なものとしていくため、現役世代を中心に保険料負担の上昇を抑制しながら、全世代を通じて、医療保険制度に対する信頼や納得感を維持・向上させるため、令和8年8月1日から、高額療養費制度について次の見直しが行われます。

高額療養費の算定基準額の見直し

高額療養費制度は高額な医療費に伴う経済的負担を軽減する仕組みですが、医療の高度化・高額薬剤の保険適用等により、高額療養費が総医療費の倍の速さで伸びているため、算定基準額が見直されます。

※ 70歳以上の市町村民税非課税者の一部について、多数回該当の基準額が新設されます。

<基準額見直しの一例（70歳未満の方の場合）>

標準報酬の月額	見直し前	見直し後
28万円～50万円	80,100円 +（総医療費-267,000円）× 1%	85,800円 +（総医療費-286,000円）× 1%
53万円～79万円	167,400円 +（総医療費-558,000円）× 1%	179,100円 +（総医療費-597,000円）× 1%

高額療養費の年間上限の新設

一方で、特に毎月治療を受ける必要がある方の経済的負担に配慮するため、1年単位での上限額（年間上限）が新設されます。

※ 70歳以上の方に係る外来においては、従来の区分のほか、市町村民税非課税者の一部にも年間上限が導入されます。

<年間上限額の一例（70歳未満の場合）>

標準報酬の月額	年間上限額
28万円～50万円	530,000円（月額平均約44,200円）
53万円～79万円	1,110,000円（月額平均約92,500円）

※令和8年6月末時点での情報をもとに作成しております。今後の政省令の公布により、内容が異なる場合があります。